

京都大学教員の任期に関する規程新旧対照表

改正前							改正後						
別表第1 } (略) 別表第2 } 別表第3 }							附則 この規程は、平成19年7月17日から施行する。 別表第1 } (同左) 別表第2 } 別表第3 }						
部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考	部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
			(略)							(同左)			
大学院経済学研究科			(略)				大学院経済学研究科			(同左)			
医学部附属病院	探索医療センター探索医療開発部流動プロジェクト部門	HGF肝再生医療プロジェクト	准教授 助教	5年 ただし、平成14年7月2日から平成19年6月30日までに任用される場合の任期は、平成19年6月30日までとする。	否		医学部附属病院	探索医療センター探索医療開発部流動プロジェクト部門					
		膵β細胞再生医療プロジェクト	准教授 助教	5年 ただし、平成14年7月17日から平成19年7月15日までに任用される場合の任期は、平成19年7月15日までとする。	否								
		チオレドキシンプロジェクト	准教授 助教	5年 ただし、平成15年6月2日から平成20年5月31日までに任用される場合の任期は、平成20年5月31日までとする。	否								
			(略)						(同左)				

(後略)